

2011 年度 甲南大学法科大学院  
自己点検・評価報告書

2012 年 3 月 6 日

## 目次

<b>序 言</b> .....	<b>4</b>
1 実施に当たっての関連規定 .....	4
2 2011年度の自己点検・評価の対象 .....	4
3 2011年度の自己点検・評価項目 .....	4
4 2011年度の自己点検・評価の手順 .....	5
<b>2 教育の内容・方法・成果等</b> .....	<b>6</b>
(1) 教育課程等 .....	6
(教育課程の編成) .....	6
(単位及び授業期間の設定) .....	9
(法理論教育と法実務教育の架橋) .....	11
(法律実務基礎科目) .....	12
(法情報調査及び法文書作成) .....	12
(実習科目) .....	13
(実習科目における守秘義務等) .....	14
(特色ある取組み) .....	14
(2) 教育方法等 .....	15
(課程修了の要件) .....	15
(履修科目登録の上限) .....	15
(他の大学院において修得した単位等の認定) .....	16
(入学前に修得した単位等の認定) .....	17
(在学期間の短縮) .....	17
(法学既修者の課程修了の要件) .....	18
(学習相談体制) .....	18
(授業の方法) .....	20
(成績評価及び修了認定) .....	20
(教育内容及び方法の改善) .....	24
(3) 成果等 .....	29
(教育効果の測定) .....	29
(司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表) .....	29
<b>3 教員組織</b> .....	<b>32</b>
(専任教員数) .....	32
(専任教員としての能力) .....	33
(実務家教員) .....	35

(専任教員の分野構成、科目配置) .....	35
(専任教員の構成) .....	37
(専任教員の後継者の補充等) .....	38
(教員の募集・任免・昇格) .....	38
(教員の教育研究条件) .....	39
(教育研究の評価と教育方法の改善) .....	39
<b>4 学生の受け入れ .....</b>	<b>41</b>
(学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施) .....	41
(入学者選抜における競争性の確保) .....	42
(複数の入学者選抜の実施) .....	42
(適性試験) .....	43
(法学既修者の認定等) .....	43
(入学者の多様性) .....	45
(定員管理) .....	46
<b>8 管理運営 .....</b>	<b>47</b>
(管理運営体制等) .....	48
(法科大学院固有の専任教員組織の長の任免) .....	51
(関係学部・研究科等との連携) .....	52
(財政基盤の確保) .....	53
(特色ある取組み) .....	53
<b>9 点検・評価等 .....</b>	<b>54</b>
(評価結果等に基づく改善・向上) .....	54
<b>10 情報公開・説明責任 .....</b>	<b>55</b>
(情報公開・説明責任) .....	55
(特色ある取組み) .....	56

## 序 言

本報告書は、甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程（平成 19 年 5 月 24 日大学会議制定。以下「規程」という。）及び法科大学院「自己点検・評価委員会内規」（平成 21 年 3 月 23 日法科大学院教授会承認。以下「内規」という。）に基づく 2011 年度の甲南大学法科大学院自己点検・評価報告書である。自己点検・評価の実施要領は以下のとおりである。

### 1 実施に当たっての関連規定

- ①規程第 2 条 専門職大学院は、自ら点検・評価を行うものとする。
  - 2 自己点検・評価の結果については、5 年以内の期間に認証評価機関による評価を受けるものとする。
- ②規程第 5 条 基本的な自己点検・評価項目は、それぞれの専門職大学院が認証評価を受ける機関が設定する「評価基準」とする。
- ③規程第 6 条 各部局等は、必要な情報を〔専門職大学院自己点検・評価〕委員会<中略>の求めに応じ提供するものとする。
- ④内規第 1 条 甲南大学法科大学院規則に基づき、法科大学院の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ⑤内規第 4 条 委員会の任務は、次のとおりとする。
  - （1）教育研究に関する活動状況の調査
  - （2）組織、施設・設備、管理運営の状況に関する調査
  - （3）自己点検・評価にかかる報告書の作成
  - （4）その他自己点検・評価に必要な事項
- ⑥内規第 5 条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、検討事項に関し意見を聞くことができる。

### 2 2011 年度の自己点検・評価の対象

2011 年度の自己点検・評価は、2010 年度の資料・データに基づいて実施する。

### 3 2011 年度の自己点検・評価項目

- （1）2008 年度の大学基準協会の認証評価において、主に「勧告」及び「問題点」として指摘された事項
  - （注）①2009 年 4 月 6 日教授会承認「改善計画書」、②平成 21 年 3 月 24 日付「異議申立書」及び③平成 21 年 4 月 9 日付「法科大学院の認証評価において不適格とされた事項に関する報告について（回答）」（文部科学省宛）を含む。
- （2）上記認証評価後に新たに発生した事項
  - （注）平成 22 年 12 月 17 日付「教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項（委員会案）の送付について」及び平成 23 年 7 月 25 日付「教育課程又は教員組織に関わる重要な変更に伴う届出」を含む。
- （3）2011 年 6 月 3 日に公表された財団法人大学基準協会の「法科大学院基準」において

新たに追加された事項

#### 4 2011年度の自己点検・評価の手順

法科大学院に設置された人事政策・カリキュラム検討委員会、FD委員会、広報委員会、自己点検・評価委員会、入学試験実施委員会・入学試験検証委員会及び情報公開委員会において、本報告書の目次欄に記載の法科大学院基準の評価項目（番号）ごとに原案を作成し、自己点検・評価委員会がそれぞれの原案を検討のうえ、全体を調整した。

## 2 教育の内容・方法・成果等

### (1) 教育課程等

#### (教育課程の編成)

2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。〔レベルI◎〕

#### 【現状の説明】

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性については、以下のとおり、文部科学省告示53号第5条が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべての科目群にわたって授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目として、以下の科目を設けている。

- ① 公法系科目として、8科目(16単位)
- ② 民事系科目として、16科目(38単位)
- ③ 刑事系科目として、8科目(16単位)

(2) 法律実務基礎科目として、7科目(14単位)を開設している。

(3) 基礎法学・隣接科目として、6科目(12単位)を開設している。

(4) 展開・先端科目として、30科目(68単位)を開設している。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

#### 【将来への取組み・まとめ】

法律実務基礎科目は、2012年度より「法情報調査」、「法文書作成」がそれぞれ1単位科目として新設されることとなったので、合計9科目(16単位)となる。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第2条）。〔レベルI◎〕

#### 【現状の説明】

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹の育成という基本理念をふまえ、本法科大学院は、ビジネス・ローヤーとソーシャル・ケア・ローヤーの養成という本法科大学院の設置目的に沿いつつ、法科大学院制度の目的に即したカリキュラムを編成している。

ただし、【点検・評価】において指摘するように、ソーシャル・ケア・ローヤーについ

ては、カリキュラムその他において特段の手当てをすることなく今日に至っているため、ここではビジネス・ローヤー養成との関係に限って説明する。

本法科大学院では、企業法務に関する専門知識や国際的な視野を持つ法曹にとって必要な多種多様な専門知識の習得を目的に、基礎法学・隣接科目において、「財務諸表論」、「ミクロ経済・ゲーム論」、「ビジネスロー英語」を、展開・先端科目において、「環境法」「国際人権法」、「商取引法」、「民事法特論(2012年度より「消費者法」)」、「刑事法特論(2012年度より「情報化社会と法」)」、「税法」、「コーポレート・ガバナンス」、「企業金融法」、「金融商品取引法」、「経済刑法」を設置している。さらに、展開・先端科目には、「知的財産法」、「経済法」、「労働法」、「倒産法」、「国際私法」の5つの科目群を設けて、企業法務に関する高度で専門的な知識をより深く習得できるように、配慮している。これら科目群は、それぞれ8～10単位で構成され、学生は最低1つの科目群の修得が義務付けられる。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

本法科大学院は、ビジネス・ローヤーと並んで、ソーシャル・ケア・ローヤーの養成を目的としてきた。しかし、ソーシャル・ケア・ローヤーについては、養成すべき法曹の具体像が明確でないうえに(あるいは、それゆえに)、カリキュラム上そのような養成モデルに対応する科目は配置されていない。また、今後ともかかる法曹モデルに対応した取組みをする見通しも立っていない。小規模ロースクールにおいて2つの法曹モデルの養成を目的とすること自体が無理であったとも考えられるので、ソーシャル・ケア・ローヤーの養成は、本法科大学院の目的からは除外することを教授会で検討する必要がある。

5つの科目群については、法科大学院の収容定員を削減する中で、履修学生が極端に少なくなる科目が出てきており、今後この傾向が顕著になるなら、なんらかの対応が必要となるかもしれない。また、展開・先端科目に必修科目群を設定することは、8～10単位について特定科目の履修を強制することとなり、学生の選択の幅を狭める可能性があるとの見方もありうるかもしれない。もしそのような見方が正しければ、科目群に属さない展開・先端科目の充実、科目群の単位数の見直しが今後の検討事項となりうる。

#### 【将来への取組み・まとめ】

「民事法特論」、「刑事法特論」については、内容的にはともかく科目名称から法律基本科目と誤解されるおそれがあるため、2012年度より展開・先端科目に配置するのが適当なものとして、それぞれ「消費者法」、「情報化社会と法」と、その内容に沿った具体的な科目名称に改めることとした。

2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。〔レベル I ◎〕

#### 【留意事項】

(1) 修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の単位数の比率に関しては、お

よそ60%程度とする。また、60%を超える場合（70%を上回らないものとする。）、法律基本科目に傾斜した課程編成になっていないかに留意する。

(2) 修了要件総単位数のうち、法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、少なくともおよそ10%開設されているかに留意する。

(3) 修了要件総単位数のうち、基礎法学・隣接科目の単位数の比率及び展開・先端科目の単位数の比率に関しては、上記の法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、その比率が極端に低く、偏りが生じていないかに留意する。

#### 【現状の説明】

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、本法科大学院は、課程修了に必要な単位数を94単位とし、そのうち、法律基本科目の必修科目は27科目60単位であり、これは64%を占めている。法律実務基礎科目は7科目設置し、4科目8単位を必修としている(8.5%)。基礎法学・隣接科目は、6科目うち2科目4単位分を必修としており(4.2%)、展開・先端科目は14単位を必修としており(15%)、法律基本科目の学習を柱としつつ法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目全体に亘って満遍なく学習でき特定の分野に履修が偏らないように配慮されている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

法律実務基礎科目の比重が若干低い点が問題となりうる。

#### 【将来への取組み・まとめ】

2012年度より、必修科目として「法情報調査」、「法文書作成」が新設されるため、法律実務基礎科目の比率は9科目(16単位)のうち10単位必修となり、修了要件総単位数のうち10.6%を占めるため、状況は改善される。

2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。 [レベル I ○]

#### 【現状の説明】

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、法律基本科目の配置の基本的な考え方として、1年次に当該法分野の学習に不可欠な基本的知識を体系的に習得するための講義科目を配置し、2年次に事例を用いるなどしてより高度な専門知識を習得するための演習科目を配置し、3年次に理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を習得するための総合科目を配置するという形での積み上げ方式をとっている。法学未修者（3年標準型）を例にとり、具体的に見ていくと、次のようになる。

1年次には、法律基本科目12科目28単位の講義科目を必修科目とし、とりわけ、前期に法律学の基本となる憲法・民法・刑法の3科目について十分に履修したうえで、他の科目を履修できるように配慮している。その他に、履修上限(40単位)の残り12単位を、基礎法学・隣接科目を中心とした、法律基本科目以外の科目を選択科目として履修することとな



る。2年次には、演習科目を中心とした法律基本科目9科目20単位を必修科目として履修するとともに、法律実務基礎科目3科目6単位の計26単位を必修科目として履修することが求められている。2年次履修上限(36単位)の残り10単位を、展開・先端科目などで履修することが求められる。3年次には、法律基本科目6科目12単位、法律実務基礎科目1科目2単位の合計14単位が必修科目として置かれている。3年次の履修上限(44単位)の残り30単位を、法律基本科目及び法律実務基礎科目の選択科目並びに基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で履修することになる。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。[レベルI◎]

**【留意事項】**

授業内容が司法試験の答案練習等を中心とし、知識の蓄積・再生の訓練が大半を占めていないかに留意する。

**【現状の説明】**

法律基本科目の中には、司法試験の短答式試験問題や論文式試験問題を扱うものがある。ただし、司法試験問題が授業の中で扱われるのは、限られた科目であると同時に、それら科目の授業で扱われる場合も、短答式試験問題については、知識確認等のために、補助的に利用されているにすぎず、また論文式試験問題については、時間を区切って問題を解く練習をしたり、各論点を表面的に扱って、答案作成上どのように記述すれば高得点を期待できるかを伝授するなど、予備校で行われているような受験指導は行っていない。

司法試験問題を扱うか否か、扱うとしてどの程度かについては、個々の担当教員の裁量的判断にゆだねられているのではなく、教授会合意事項として、授業内容が司法試験対応に偏ったものとならないための、禁止事項等を列挙したガイドラインを設けることを検討中である。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**（単位及び授業期間の設定）**

2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮

して、適切に設定されているか（「大学」第21条）。〔レベルⅠ◎〕

**【現状の説明】**

本法科大学院の科目は、基本的に週1回15週90分の2単位科目として開設されている。ただし、科目によっては、その必要性を考慮して、週2回の4単位科目や1単位科目を設けている。また配当学年、期別についても、偏りのないよう配慮されており、時間割も履修可能な科目が重複しないよう工夫している。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

2-7 1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第22条）。〔レベルⅠ◎〕

**【現状の説明】**

前述のとおり、前期・後期の科目の授業期間は、それぞれ原則として15週にわたり、試験期間はそれとは別に、約3週間設けている。補講期間等を合わせると、概ね35週にわたるものとして設定されている。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

2-8 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第23条）。〔レベルⅠ◎〕

**【留意事項】**

集中講義等、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、評価の視点2-8に記したのと同等の学習量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する。

**【現状の説明】**

授業は、試験を除き、週1回15週の90分授業を基本として、これを2単位としている。ただし、以下の科目については、集中講義としている。

1. 民法（不法行為・担保物権Ⅰ） 1年次配当（必修） 夏期休業期間中
2. 企業法務論 未修3年次・既修2年次配当（選択） 2月
3. 弁護士実務 未修3年次・既修2年次配当（選択） 2月

1. と3. については、一定期間学外で研修を行うため通常授業への負担を回避するこ

となど、集中講義とする特段の必要性が高いが、1. については、なるべく授業日が連続しないよう日程において配慮することにより15週にわたる期間における授業と同等の学習量が確保されているものの、現状においても通常の授業期間中に開講することに特段支障があるわけではない。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

民法（不法行為・担保物権Ⅰ）は、現状においても通常の授業期間中に開講することに特段支障があるわけではないため、必ずしも集中講義とすべき教育上特別の必要があるとまではいえない。

#### 【将来への取組み・まとめ】

「民法（不法行為・担保物権Ⅰ）」については、2012年度より通常授業と同じ扱いとすることを教授会で決定した。

### （法理論教育と法実務教育の架橋）

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。〔レベルⅠ〇〕

#### 【現状の説明】

法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、実務と理論の架橋のため、「民事実務の基礎」及び「刑事実務の基礎」は、複数の実務家・研究者が指導する体制をとり、理論で裏付けられた実務の基礎を学習することができるよう配慮している。

法律基本科目のうち演習科目も、原則的に研究者教員と実務家教員がペアで担当し、学生が理論にも実務にも偏ることなく、実務の基礎を理論で裏付けられる学習をすることができる体制を整えている（ただし、公法系科目と「刑法演習」は研究者のみ）。

また、「民事法総合」「刑事法総合」においても、実務家教員が中心となって、それまで学問体系に応じて学習し、ともすれば理論に偏りがちな個別科目の論点等についても、実務的見地から科目横断的な総合学習をすることとなっている。

さらに、展開・先端科目系の科目群のうち、「知的財産法」、「労働法」、「倒産法」については、実務家教員が研究者教員とペアであるいは単独で担当している。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

総合科目と演習科目の一部について、研究者及び実務家の複数担当者がいるにも拘わらず、ペアリング等によらずオムニバス形式で授業が行われている。このことは、実務と理論の架橋という特性を大きくそぐおそれがあるという点で問題であるのみならず、科目全体の一体性・統一性が阻害されるおそれがあるのではないかと懸念される。

#### 【将来への取組み・まとめ】

総合科目の内容の見直しが検討されている。

## (法律実務基礎科目)

2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 1 項第 2 号）。〔レベル I ◎〕

### 【現状の説明】

必修科目として、「法曹倫理」、「民事実務の基礎 I」、「民事実務の基礎 II」、「刑事実務の基礎」が開設されており、選択科目として、「企業法務論」、「弁護士実務」「刑事模擬裁判」が開設されている

### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

### 【将来への取組み・まとめ】

2012年度より、「民事実務の基礎 I」、「民事実務の基礎 II」の名称が、それぞれ「民事実務の基礎」「民事裁判実務」に変更され、内容的にも、「民事裁判実務」において民事模擬裁判を取り入れるなど、より実務基礎科目にふさわしいものとして若干の変更が行われる予定である。

## (法情報調査及び法文書作成)

2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。〔レベル I ○〕

### 【留意事項】

法情報調査に関しては、年度初めに行うパソコン講習等のガイダンス程度で留まっていないかに留意する。

### 【現状の説明】

法情報調査については、法律基本科目の授業の初回において、説明がなされるものとし、法文書作成については、「民事実務の基礎 I」、「民事実務の基礎 II」、「刑事実務の基礎」において、部分的に対応してきた。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

法情報調査については、授業の初回で行うという教授会合意が存在したが、この合意通りに実施されているかどうかについては、必ずしも実態が検証されてきたわけではなく、科目によってはシラバスに記載すらしていないものも出てきており、この教授会合意は必ずしもすべての科目担当教員において十分に履行されてきたとは言えない。また、法文書作成の取扱いについても、現状において設置されている法律実務基礎科目の中で対応するのでは必ずしも十分とは言えない。したがって、法情報調査にせよ法文書作成にせよ、現在の対応では不十分である。

### 【将来への取組み・まとめ】

2012年度より、「法情報調査」及び「法文書作成」（各1単位）が必修科目として新設される。

### (実習科目)

2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。[レベル I ○]

#### 【現状の説明】

選択科目として、「刑事模擬裁判」、「弁護士実務」が開設されている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

民事模擬裁判を扱う授業が存在しない。

#### 【将来への取組み・まとめ】

2012年度より、「民事裁判実務」の中で民事模擬裁判を取り扱う。

2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。[レベル I ○]

#### 【現状の説明】

臨床実務教育科目として、「弁護士実務」を設置し、2年次の2月に集中実施している。その内容は以下の通りである。

- 1：導入講座 90分\*概ね2コマ（弁護士教員、研究者教員担当）
- 2：2週間の実務研修（兵庫県弁護士会又は大阪弁護士会の所属弁護士が指導）
- 3：総括講座 90分\*概ね2コマ（弁護士教員、研究者教員担当）
- 4：エクスターン体験報告会

なお、成績評価のため、エクスターン参加学生は、日誌を毎日つけて、その日の活動歴と学んだことをとりまとめることとしている。これについて、指導弁護士が確認することとしている。実務研修終了後、担当弁護士が、総括的な評価を行い、最終的には、担当教員が、単位認定を行なうものとしている。

最後に、体験報告会を開催し、各参加学生の体験を共有する場を設けている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

#### 【将来への取組み・まとめ】

特になし

## (実習科目における守秘義務等)

2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。 [レベル I ◎]

### 【留意事項】

守秘義務については、学内の規則で規定されている義務を担保する制度が整備され、かつ、学生に周知されているかに留意する。

### 【現状の説明】

「弁護士実務」では、担当教員が実務研修の開始前及び終了後にそれぞれ座学を行い、弁護士事務所における守秘義務の意義と心得などを教示するとともに、法理論・法解釈と弁護士実務の架橋を行う。また、終了後の座学では、実体験を学生が報告しつつ、総括を行うこととしている。参加する学生には、誓約書を提出させるとともに、受け入れ先との間で協定書を締結することにより、研修中及び事後においても守秘義務を遵守するように配慮されている。法科大学院規則において守秘義務違反があった場合の懲戒に関する規定を置いている（参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第37条の3第2項3号）。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

### 【将来への取組み・まとめ】

特になし

## (特色ある取組み)

2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取組みを行っているか。 [レベル I ○]

### 【現状の説明】

カリキュラムの内容として、展開・先端科目の必修選択科目群が、ビジネス・ローヤー養成を意図したものであることはすでに、法科大学院基準2-2の【点検・評価】で述べたとおりである。それ以外のものとしては、本法科大学院においては、演習系授業において、前年度のGPAに基づいて習熟度別クラス編成(3クラス)を行っている。

また、入学試験の合格者に対し、入学前プログラムを実施しており、試験合格後入学するまでの者の自主的な学習を支援する体制を整えている。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

習熟度別クラス編成は、学習進度の同じ者に対して授業を行うという点で優れているが、下位クラスの学生の学習意欲を減退させないように配慮する必要がある。

また、入学前プログラムの内容について、本法科大学院の教育理念をより実質化するために、入学前プログラムを本法科大学院の教員がより一層積極的に関与する必要がある。

今後の入学者の多様化及び既修者の一括単位免除の導入も踏まえて、学習内容の見直しが必要となると考えられる。

**【将来への取組み・まとめ】**

入学前プログラムについて、早急に改善策を講じる。

**(2) 教育方法等**

**(課程修了の要件)**

2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。[レベル I ◎]

**【留意事項】**

(1) 修了の認定に必要な単位数が100単位（1年次に履修登録の上限について6単位増の措置を行っている場合、106単位）を超える場合には、特に履修上の過重な負担が生じていないか等に留意する。

(2) 修了試験を実施している場合、その位置づけや性格を明確にするよう留意する。

**【現状の説明】**

課程修了要件は、原則3年以上在学し94単位以上を修得することであり、法令上の基準に従っている。2009年度入学生から、GPAが2.00以上であることも、修了要件に加わっている。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

GPAによる修了要件が加わったことにより、これまでよりも修了が難しくなることが予想される。これまでの修了認定の方法が、大きく変更されたことについては、在学生に対して個別面談など各種指導の機会を捉えて伝えるとともに、新たに入学する者に対しては入学時のオリエンテーション等で周知徹底している。

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**(履修科目登録の上限)**

2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。[レベル I ◎]

**【留意事項】**

法科大学院における各年次の学生が履修科目として登録することができる単位数につ

いては、以下の通りとなっているか留意する。

- ・ 1年次：36単位に加えて法律基本科目に当たる科目6単位の総計42単位まで

- ・ 2年次：36単位まで

ただし、法学既修者として2年次に入学した者が、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合には、それらの科目を最大6単位まで加え、42単位まで

- ・ 3年次：44単位まで

#### 【現状の説明】

各年次における登録単位数の上限は以下の通り（参照：「甲南大学法科大学院規則」別表第1）。

（法学未修者：3年標準型）

1年次：40単位

2年次：36単位

3年次：44単位

（法学既修者：2年短縮型）

1年次：36単位

2年次：44単位

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

修了要件へのGPA導入に伴い、留年率が増加することが予想される場所、留年者に適用される履修制限に関する規定が不備である。現在は、3年次の履修制限が適用されるため、44単位が上限とされているが、これが適切であるかについては、問題が認められ、より厳格な制限を課す必要がある。

#### 【将来への取組み・まとめ】

2012年度より、留年生の履修制限は22単位とされることとなった。

#### （他の大学院において修得した単位等の認定）

2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。〔レベルI◎〕

#### 【現状の説明】

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として、法科大学院において修得したものとみなすことができる（参照：「甲南大学法科大学院規則」第21条第1項）（ただし、これまでのところ実施した例はない）。



**【点検・評価（長所と問題点）】**

今後とも、「甲南大学法科大学院規則」第21条に基づき単位が認定される可能性は低いと思われるが、「法科大学院の定めるところにより」とありながら、規定は整備されておらず、少なくともそれを受けた規則は設けておく必要があると思われる。

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**(入学前に修得した単位等の認定)**

2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。[レベル I ◎]

**【現状の説明】**

学生が本法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として、本法科大学院において修得したものとみなすことができる（参照：「甲南大学法科大学院規則」第22条）。2010年度に1件申請があり、1科目2単位分を本法科大学院で修得した者とみなし、承認している（「財務会計応用研究」を、本法科大学院の「財務諸表論」に読み替えることとした。）。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

「甲南大学法科大学院規則」第21条と同様に、第22条も適用され、単位が認定される可能性は低いと思われるが、関連規則は設けておく必要がある。

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**(在学期間の短縮)**

2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。[レベル I ◎]

**【現状の説明】**

法科大学院基準2-19の【現状の説明】において記載した、入学前に修得した単位等の認定により、1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる（参照：「甲南大学法科大学院規則」第24条）（ただし、これまでのところ実施した例はない）。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

「甲南大学法科大学院規則」第22条と第24条の適用可能性がある場面として、他の法科大学院を修了して、未修者として本法科大学院に入学した者が、この規定の適用を求めてきた場合に、単位認定あるいは在学期間の短縮は行うことができるのか？この問題は、関連規則を整備する中で検討しておくべき論点である。

本法科大学院は転入学制度を設けている。この制度は、他の法科大学院の在学期間を当該転入生の在学期間とみなすことが可能であるため、厳密には在学期間の短縮には当たらない。そのため、本法科大学院の在学期間が1年のみとなる3年次転入生も受け入れている。しかし、3年次転入生は本学で履修する授業科目の多くは、展開・先端科目群に過ぎず、それを以て本法科大学院の教育目的が達せられるかは疑問であるうえに、2011年度に3年次転入した学生1名はすでに留年が決定しており、制度的に問題が認められる。

#### 【将来への取組み・まとめ】

3年次転入制度は廃止の方向で検討中である。

#### (法学既修者の課程修了の要件)

2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。〔レベル I ◎〕

#### 【現状の説明】

法学既修者の課程修了の要件については、「法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者」を「法学既修者」と呼び、入学試験において科目履修免除にふさわしい知識・能力を備えているかどうかを審査の基準となる「法学既修者コース入学試験」の合格者がこれに該当する。この法学既修者について、1年間の在学期間の短縮を行い、2年間で修了できるようにしている。その場合、本法科大学院の法学既修者コース入学試験の成績を基礎として、入学時の個別面談を踏まえて、本法科大学院において修得したものとみなすことのできる授業科目につき、「22単位以上、30単位以下」の範囲内で法律基本科目の講義科目に限り単位認定を行うとともに当該科目の履修を免除してきた。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

#### 【将来への取組み・まとめ】

一括免除制度については、2012年度入学者より導入することを決定している。

#### (学習相談体制)

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。〔レベルⅡ〇〕

2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。〔レベルⅠ〇〕

**【留意事項】**

過度な司法試験対策に該当するものには、多様な形態が存在すると考えられるが、以下はその例示である。

- ・ 正課に影響を及ぼすほどの実施内容及び規模に当たる弁護士ゼミ、答案練習会等、また、それらに法科大学院の教員の関与や組織的な関与が見られるもの
- ・ 春季及び夏季休暇期間等であっても、実施内容が司法試験の答案練習等を中心とし、知識の蓄積・再生の訓練が大半を占めているもの
- ・ 法科大学院以外の組織（法学部や法曹養成関連の研究所等）であっても、答案練習会等を実施している組織・活動に、法科大学院が積極的に関与・勧誘することによって、法科大学院の学生が参加しているもの

**【現状の説明】**

若手弁護士を中心としたアカデミック・アドバイザー（「甲南大学法科大学院特別講師規程」に基づき採用された者。以下、「特別講師」という。2010年度は13名）が、正課外において、学生の学習上の相談に応じるとともに、学生に対する学習支援を行っている。

正課外の学生に対する学習支援の方法の一つとして、特別講師が、学生の希望に応じて、任意参加の自主ゼミ（週1回程度、時間帯は、通常18時～21時、参加者は2名～15名程度）を開講し、学生の自学自習に伴う質問に対する回答や、法文書作成の指導、法律実務の解説等を行っている。

正課外の学生に対する学習支援の内容が過度の司法試験受験対策に偏するものとならないよう、学生に対する学習支援のコーディネートを行う専任教員や関連科目の専任教員が、自主ゼミの内容・方法の事前及び事後のチェック（特別講師とのミーティング・メールによるやりとり、ゼミ参観等）を行っている。（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院特別講師規程」、「2010年度特別講師一覧表」）。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特別講師による自主ゼミについては、①その利用者が一部の院生に限られている、②教員と特別講師との間での連携及び教員による十分なチェックを行わなければ、その内容が司法試験受験対策に偏するものとなるおそれがある、という問題がある。

**【将来への取組み・まとめ】**

特別講師による自主ゼミについては、その内容が過度の司法試験受験対策に偏するものとならないよう、専任教員による事前・事後のチェックを徹底していく必要がある。

## (授業の方法)

2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。[レベル I ◎]

### 【現状の説明】

「法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施」については、前回の認証評価結果を受けて、講義科目についても双方向・多方向を取り入れるような工夫をすること、及び演習系科目についてもその内容につきさらなる工夫・改善に取り組むことを教授会で確認した（「改善計画書」（2009年4月6日教授会承認））。また、2009年度以降、「授業の双方向・多方向のやりとりは適切か」との項目を授業評価アンケートに設けている。

2010年度前後期における授業評価アンケートの結果に示されている通り、実際の授業において、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが双方向、多方向に実施されていることが確認できる。

2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。[レベル I ◎] <2010年改訂による追加項目>

### 【留意事項】

過度な司法試験受験対策に該当するものには、多様な形態が存在すると考えられるが、授業内容との連続性・体系性を欠いた論述指導ないし短答式試験問題を活用した指導に偏するものはその一例である。

### 【現状の説明】

各科目の授業方法については、法科大学院制度の理念を尊重し、過度に司法試験受験対策とならないよう配慮されている。具体的には、法律実務においては法律文書の作成能力が必須であるところ、その養成を目的として論述指導が行われているが、これらが授業内容との連続性・体系性を欠いたものとなっているとはいえない。また、一部科目において短答式試験問題を活用した指導が行われているが、復習用の宿題として利用するなど、その活用はあくまで補助的なものであり、これに偏した指導が行われている訳ではない（参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2010年度版」）。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

### 【将来への取組み・まとめ】

特になし

## (成績評価及び修了認定)

2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に

対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第2項）。  
〔レベルⅠ◎〕

**【留意事項】**

成績評価方法について、客観的で合理的な成績評価の基準があらかじめ定められ、明示されていることに留意する。

**【現状の説明】**

学修の成果に対する評価、単位認定については、次項で述べるように、あらかじめ教授会で統一的な運用を行うことを決定し、その具体的な基準等に関しては、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス」に明示している（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2010年度版」44頁）。

課程修了認定の基準及び方法については、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス」に明示している（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2010年度版」16-18頁）。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

評価基準の内容的水準の目安については、学生に対してあらかじめ明示されていない。次項で述べるように、教授会を通じて教員間で合意が形成されつつある一定基準について、明示することが必要になると思われる。

**【将来への取組み・まとめ】**

2012年度より、評価基準の内容的水準の目安については、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス」で明示することとした。

2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。〔レベルⅠ◎〕

**【留意事項】**

- (1) 評価の視点2-34から評価の視点2-36では、学生が授業に相当回数出席していることを前提に単位を付与することに留意する。また、出席していること自体を加点事由としないということにも留意する。
- (2) 成績分布割合の設定について、あらかじめ学生に対して明示した基準に照らして、“A”ないし“優”相当の評価を受ける者の数が多すぎないか、一方で“不可”となる者の数が少なすぎないか等の点に留意する。また、段階分けを細かくすること（例：Aだけでなく、A+やA-を認める。）により、成績評価やGPA値の引き上げ操作等が行われていないかに留意する。

**【現状の説明】**

1. 本法科大学院における成績評価は、「成績評価は、定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の3つの要素を6：3：1の割合で総合して行う（参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス2010年度版」44頁）。中間到達度評価は、原則として授業の

中間期の特定期間における、これまでの授業内容の到達度を確認するために行う試験による。平常点の内容については、初回の授業で担当教員より説明が行われる。また、理由の如何を問わず、授業を5分の1以上欠席した場合、定期試験の受験資格が認められず、かつ授業では毎回出席をとるが、これは受験資格確認のためであり、平常点として取り扱うものではない（以上、いずれも、上記ガイダンス同頁にて明示）。

- また、個別科目における成績分布割合の設定については、現在、下図の通りで絶対評価基準及びGPA算定式を明示している。

科目点数	評価	GP(2008年度以前の入学者)	新GP(2009年度以降の入学者)
90点以上	秀	9	4
		8	
80点～89点	優	7	3
		6	
70点～79点	良	5	2
		4	
		3	
60点～69点	可	2	1
		1	
59点以下	不可	0	0
欠席			

$$GPA = \frac{(A科目 GP \times A科目単位数) + (B科目 GP \times B科目単位数) + \dots}{履修登録科目総単位数}$$

個別科目の成績分布割合については、2010年度段階では、確たるものとして、成績分布の目安はないが、段階分けを細かくすることにより、成績評価やGPA値の引き上げ操作等を行われていない。

成績区分	分布目安
秀	10%
優	20%
良	40%
可	30%
不可	

- さらに、個別科目における成績評価基準等のばらつき、食い違い等を是正する趣旨から、各期別ごとの成績評価の確定に先立ち教員懇談会を開催して、相互チェック体制を敷くことにより、厳格にこれに対応している。
- 本法科大学院における課程修了の認定は、例えば、2010年度以降入学生の場合、以下の通りであり、事前に学生に明示される修得総単位数及び修了時GPA2.00以上という2つの基準によってなされる（参照資料：「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2010年度版」16-17頁）。なお、課程修了の認定に係る教授会は、客観的数値に基づき厳格かつ粛々と行われている（例・参照：2011年3月4日教授会資料及び教授会議事録）。

**【2010年度以降の入学生】**

本法科大学院を修了するためには、原則として3年以上在学し、かつ以下の2つの要件の両方を満たさなければなりません。

- (1) ①法律基本科目（必修60単位〈公法系科目12単位・民事系科目34単位・刑事系科目14単位〉）、②法律実務基礎科目（必修8単位）、③基礎法学・隣接科目（選択必修4単位以上）、④展開・先端科目（選択必修14単位以上）を修得し、自由に選択し修得した科目の単位数を含めて合計94単位以上を修得すること

なお、法律基本科目の「公法特論」「公共法務」「民法法入門Ⅰ」「民法法入門Ⅱ」「刑法Ⅲ」、法律実務基礎科目の「刑事模擬裁判」「企業法務論」「弁護士実務」を修得した場合、③及び④の必要単位数を超えて修得した場合は、それぞれ自由に選択して修得した科目として修了要件単位数に算入されます。

ただし、法学既修者として入学した学生の場合は、個別面談の上、定められた範囲内で法律基本科目の講義科目の履修が免除されるため、2年で修了することが可能です。

- (2) 修了時のGPAが、2.00以上であること

（GPAの計算方法については46ページを参照してください。）

GPAの値が2.00未満の場合は、科目の再履修等により2.00以上にする必要があります。

再履修については、「5. 再履修」の項目を参照してください。

5. 現在、中間到達度評価の原則からの各科目における例外については、事前に、シラバスに明示されるか、又は時機に遅れる場合には個別に書面を通じて学生に伝達される。平常点は、これをどのような内容で行うかが、事前にシラバスに明示されるか、又は時機に遅れる場合には個別に書面を通じて学生に伝達されることになっている（2011年度より）。また、平常点、中間到達度評価の内容に関しては、学習ガイダンスの配布を通じて、すべて原則として事前に学生に公開されており、かつ全科目において標準的・画一的に実施されており、学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われていると評価することができる。
6. 現在、評価基準の内容的水準については、あらかじめ学生に対して明示してはいないものの、下図の通りで教員間に了解を形成しつつあり、運用段階に至りつつある（参照：2010年10月18日教授会資料及び教授会議事録）。

成績区分	GP	得点	成績基準
秀	4	90～100点	当該科目の学習目標を十分に達成しており、全体として優れている。
優	3	80～89点	当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しており、優れた成果を示している部分がある。
良	2	70～79点	当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しているが、最低限の水準を満たすにとどまる部分がある。
可	1	60～69点	当該科目の学習目標について、全体として最低限の水準を満たすにとどまる。
不可	0	59点以下	当該科目の学習目標について、最低限の水準を満たしていない。

7. 個別科目の成績分布割合については、「成績分布の目安」として、現段階では、あらかじめ学生に対して明示してはいないものの、下図の通りに改定して、教員間に了解を形

成しつつあり、運用段階に至りつつある（参照：2010年11月15日教授会資料及び教授会議事録）。なお、以上のいずれについても、段階分けを細かくすることにより、成績評価やGPA値の引き上げ操作等を行われていない。

成績区分	分布目安
秀	10%
優	20%
良	40%
可	30%
不可	

8. 以上の点で、2008年度実施の「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」における『成績評価において、出席点を考慮要素とするのは妥当ではなく、文字通りの「授業参加態度」として運用する必要がある。また、相対評価の実際の運用結果として成績評価基準の設定方針に反するような評価が見られるほか、「可」と「不可」の基準が教員の裁量に委ねられている現状は、厳格な成績評価という点で重大な問題がある（同2頁）』との指摘事項に関して、改善が図られているといえることができる。
9. なお、2009年度入学生以降、上記の通り、GPA2.00以上という修了要件が加重されており、この間の修了率は下図の通りで推移しており、今後とも、修了率は全国平均の適正水準まで低下していくものと見込まれる。

修了年度	2008年度			2009年度			2010年度		
	未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
修了判定対象者	49	30	79	40	33	73	36	18	54
修了認定者	42	28	70	33	31	64	31	16	47
修了認定率(%)	85.7	93.3	88.6	82.5	93.9	87.7	86.1	88.9	87

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**(教育内容及び方法の改善)**

2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。[レベル I ◎]

**【留意事項】**

科目間の成績評価基準の差異が著しい場合、その改善に向けた取組みがなされている



【現状の説明】

1. 本法科大学院においては、2009 年度以降、甲南大学法科大学院規則に基づき、「法科大学院のファカルティ・ディベロップメント活動が継続的に実行されるよう」に、FD 委員会が設置されている。このことにより、FD 体制が整備され、「FD 活動の企画立案、FD 活動に関する情報の収集と提供、FD 活動の評価、その他 FD 活動に必要な事項」が実施されている（参照資料：「FD 委員会内規」（2009 年 3 月 23 日法科大学院教授会承認））。
2. 例えば、2010 年度における FD 活動の具体例として、各期別ごと、法科大学院全体としては、教員による授業の相互参観（2010 年 6 月 14 日ないし同月 26 日及び 11 月 8 日ないし同月 21 日。いずれの内容も、法科大学院全体としては直近後の期別における FD に関する教員懇談会にて、各系としては各系会議にて反映）、学生による授業アンケート（2010 年 6 月 28 日ないし 7 月 3 日及び 12 月 13 日ないし同月 18 日。アンケート内容につき各教員のコメントを付して後、直近後の期別に法科大学院事務室にて公開。また、いずれの内容も、法科大学院全体としては直近後の期別における FD に関する教員懇談会にて、各系としては各系会議にて反映）、FD に関する教員懇談会、また各系としては、各系会議（電子メールでの討議を含む）が行われている。また、これら全ての企画立案及び執行監理のための FD 委員会が、各期の初めに、各々開催されている（通年 2 回。参照：第 1 回は 2010 年 4 月 28 日、第 2 回は 2010 年 9 月 1 日。各々の討議資料）。
3. 教務事務及び FD 活動に係るこの間の教育実践評価の中で、科目間の成績評価基準の差異についても認識され、かつ改善に向けた議論がなされてきた。その改善措置の 1 つの具体化として、教員間に了解を形成しつつある。この結果、成績評価基準の差異は埋められ、平準化していくものと考えられる。
4. FD 委員会は、2010 年度、共通的到達目標（いわゆるコアカリ）の本法科大学院における創造的適用及び主体的具体化についても主導しており、FD に関する教員懇談会及び各系会議における議論を促進している。
5. FD 委員会は、共通的到達目標（いわゆるコアカリ）の本法科大学院における創造的適用及び主体的具体化についても主導しており、FD に関する教員懇談会及び各系会議における議論を促進している。その 1 つの到達点として、現在、「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」の一部を形成する「本法科大学院における行政法分野における到達目標」とでもいうべきものがある。他の法律基本科目分野においても、ほどなく取り纏めが図られるものと考えられる。
6. 以上の点で、2008 年度実施の「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」における『相対評価の実際の運用結果として、成績評価基準の設定方針に反する答案が見られるほか、「可」と「不可」の基準が教員の裁量に委ねられている現実には、厳格な成績評価という点で問題があり、改善を要する。成績の開示方法を含め、FD 等を通じて成績評価における教員間の共通認識の形成から着手すべきである（同 15 頁）』との指摘事項に関して、

改善が図られているということが出来る。

【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

【将来への取組み・まとめ】

特になし

2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。[レベルⅡ〇]

【現状の説明】

- 1.（個別のこの措置が、このような形で、個別のこの制度ないし政策の改定及び深化に結びついたというような意味で、その影響・効果・関連性等に係る評価を下すことは甚だ困難であって）以上に述べたFD活動の総体を基礎にして、不断にかつ漸進的ではあるが、まず、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）の局面では、成績評価基準の改定、評価基準の内容的水準の設定が行われつつある。そして、この点に係る、本法科大学院全体及び各系でのこの間の議論を通じて、本法科大学院における2年ないし3年の教育課程を通じて、「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」を満たす学生をいかに養成していくかという視点が、教員間において次第に共有されつつある。

このような視点が共有されることで、共通の到達目標（いわゆるコアカリ）の本法科大学院における創造的適用及び主体的具体化についても、進度を速めて行われつつある。なお、この作業に関わって、個別科目において行われる予復習用の小テスト・起案（レポート形式を含む）及びその添削並びにその返却・講評等について、各系での各科目間の相互関連等も視野に入れた組み立て方の再点検及び改定等が、積極的に行われつつある（公法系において特に顕著に認められ、このベストプラクティスの他系への拡張・普及が望まれる）。

また、いわゆる本学版「自主ゼミ」における特別講師の差し替え等を含めて、学生の学習相談体制の整備及び適切な学習支援体制の強化措置の一環として、その内容改善が図られつつある。

2. 次に、ディプロマ・ポリシー（修了認定及び学位授与に関する方針）の局面では、修了認定の厳格化とそれに伴う学生指導が行われつつある。この局面でも、本法科大学院における2年ないし3年の教育課程の帰結として、修了認定対象となる学生が「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」を満たしているかどうかの視点が、教員間において次第に認識されつつある段階に至っている。そのような認識の1つの発現として、特に、修了時GPA2.00以上の基準に係る各期別の開始時等における、それに満たない学生への指導の強化等が挙げられる。これは、上記基準の導入と適用が2009年度入学生からであることから、2011年度以降本格的に行われている。なお、この点に関わって、2009年度以降の入学生について成績が可であった科目についての再履修制度（成績が「可」であった科目は、次年度以降に再履修する

ことを申請することができる。再履修が認められた場合、当該科目の成績「可」評価及び履修登録を遡って取り消す。すなわち、当該科目の単位は、再履修申請をした時点で修得していない扱いになる。(参照資料:「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2011 年度版」18 頁) が創設されているところ、この制度の学生への周知と積極的利用等を、個別の学習指導において、当該学生の成績状況に照らして、可及的に推奨している(参照資料: FD 委員会「修了判定基準としての GPA に係る指導指針」2011 年 4 月)。

3. なお、以上に述べた FD 活動の総体は、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)の再点検や改定の試みとも好ましく連動していると考えられる。本法科大学院は、その 2 年ないし 3 年の教育課程を通じて、「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」を満たすであろうと思われる資質を有する者を受け入れたいと考えているところ、この間行われてきた入試制度及びその実施に係る各種措置は、上記のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーにおける視点の共有ないし認識の深化との相互の好循環の中で、制度付けされたものであると考えられる。
4. 以上の点で、2008 年度実施の「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」における『FD 体制について、自己点検・評価の一環として行っているのは、FD についての基本的認識に問題があり、委員会の設置など、組織的に取組む体制作りを強く求める(同 15 頁)』との指摘事項に関して、改善が図られているものということができる。

**【点検・評価(長所と問題点)】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。[レベル I O]

**【留意事項】**

授業評価の実施範囲については、全科目を対象とすることを原則とする。また、実施回数については、専任教員のみならず全教員の担当する科目においては、開講期間中に少なくとも 1 回は実施されているかに留意する。

**【現状の説明】**

授業評価の実施は、前期・後期全科目を対象にして、実施週間を定め、各 1 回、教授会として組織的に実施している。また、学生の具体的なニーズ等を直接知るために、学生の自由記述欄もある。

実施に際して、教授会にて FD 委員会から実施のアナウンスをするとともに、教授会構成員ではない各科目の担当教員にも個別にアナウンスをし、実施当日は法科大学院事務室から担当者にアンケートを手渡しし、終了後に事務室に提出することで、実施の徹底をはかり、集計は速やかに行っている(2010 年 5 月 10 日第 3 回教授会にてアナウンス。2010 年 9 月 8 日第 9 回教授会及び 2011 年 2 月 8 日第 18 回教授会にてアンケートの集計結果につき報告)。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。[レベルⅡ〇]

**【留意事項】**

- (1) 授業結果の範囲について、学生に対して少なくとも全体的な傾向を示した集計結果が公表されているかに留意する。
- (2) 授業評価アンケートの回収率が低い場合、その改善への取組みを行っているかに留意する。
- (3) 授業評価アンケート結果を組織的に反映しているかに留意する。

**【現状の説明】**

- ・ 学生に対しては、各科目の集計結果、全体の集計結果と、各担当者のアンケート結果に対するコメントを法科大学院事務室にて閲覧できる体制をとっている。
- ・ 担当者から、実施に協力してほしい旨を呼びかけることなど、マニュアルにて担当者に周知し、回収率をあげるようにしている（2010年5月10日第3回教授会議事録）。アンケートの回収率の平均は、2010年前期78.21%、2010年後期84.93%であり、低い回収率の科目で前期70%、後期67.25%であった。
- ・ 全科目のアンケート結果を、FD委員会の委員が全て確認し、FD委員会にて、各科目に対する学生の評価を確認し、改善の要否、必要であれば改善にむけての提案をとりまとめ、教授会の議題・提案事項として集約している。また、教授会でアンケート結果を一覧にした資料を回覧し、全体として授業等の改善に向けた議論する機会を確保している（2010年9月8日第9回教授会、2011年2月8日第18回教授会にてアンケートの集計結果につき報告）。  
各担当者は、担当科目のアンケート結果に対し回答し、必要に応じて改善策を示すことで、授業の改善と学生とのコミュニケーションを図っている。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

### (3) 成果等

#### (教育効果の測定)

2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。 [レベル I ○]

##### 【現状の説明】

2009 年度より成績評価を従前の相対評価から絶対評価に変更した。これは一定の教育目標を前提に、成績評価、単位認定を行うものである。各授業科目の教育目標については、「共通的到達目標モデル」をベースに、各系、各科目担当者による議論を経て、まとめている。

##### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

##### 【将来への取組み・まとめ】

「共通的到達目標モデル」をベースにした各授業科目の教育目標を、できるだけ早期に設定する。

#### (司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表)

2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。 [レベル I ○]

##### 【現状の説明】

法科大学院基準 2-45 にある法科大学院の恒常的な改善を図るために把握・分析しなければならない「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率」等の各情報は、これまで、当該情報に関して状況報告・現状分析を必要とする場合や修了判定などの審議を要する場合に、その都度教授会等で示されている。2010 年度の新司法試験受験者数、合格者数の情報については、2010 年 10 月 4 日教授会にて状況につき分析、また、2010 年度の新司法試験受験者となる 2009 年度の標準修業年限修了予定人数、標準修業年限修了者については、2010 年 3 月 1 日修了判定教授会で確認されている。

2010 年新司法試験受験者数	110 名
2010 年新司法試験合格者数	11 名 (内 2009 年度修了者 5 名)
2010 年新司法試験合格率	10%
2009 年度標準修業年限修了者 (既修)	30 名
2009 年度標準修業年限修了者 (未修)	26 名

2009 年度標準修業年限修了率（既修）	96.8%
2009 年度標準修業年限修了率（未修）	78.8%
2009 年度修了率（標準修業年限を超えて修了した者を含む。）	83.1%

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

数値からみる状況では、本法科大学院パンフレット1頁記載の寛容の精神で迎えた多様なローヤー志望者を初回合格につなげ、ビジネス・ローヤー、ソーシャル・ケア・ローヤーとして活躍するための素養となる法曹教育を行うという本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成しているとはいえない状況にある。

しかし上記を達成するために、本法科大学院では、合格者と学内成績の相関関係を教授会で議論することで、学生への指導方法の見直しの必要性、ひいては成績評価の厳格化の必要性を再認識し、教授会や各系会議を通して検討し、標準修業年限修了者数・率は適正なものとなるように改善してきた。もっとも、上記の個別の情報は、各教授会等の配付資料から「確認」することができるにとどまり、「法科大学院の恒常的な改善を図る」目的で、「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率」等の各情報を関連付けて、把握・分析する作業は必ずしも活発にされてきたわけではない。

#### 【将来への取組み・まとめ】

司法試験の合格情報や進級・修了判定教授会などの機会に、「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率」等の各情報を関連づけて、今後は検討する機会を確保する。また、標準修業年限の修了率は、各科目の成績評価の適正さと密接にかかわる数値であり、各科目の成績評価は、当該年度の受講者の能力にかかわる事項であるため、教務・FD委員会等の組織で、合格者の学内成績などの情報とあわせて事前に分析し、その結果をもとに教授会で議論することが必要である。

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。〔レベルⅡ〇〕

#### 【現状の説明】

進路を把握するために、これまでジュリナビ (<https://www.jurinavi.com/>) への登録を促し、また新司法試験の合格状況に関するアンケートを毎年実施してきた。

また、上記の状況だけでは修了生の現況把握が困難となってきたことから、回収率の低さは否めないが、2010年に修了生現況調査アンケートを実施し、修了生の現況の把握に努めようとしてきた。

修了生については、本法科大学院の自主ゼミ等に参加する研修生も含めた受験者層について、担当者を通じて把握しようとしているが、組織的な体制があるわけではない。

また、法曹以外の進路への支援は、法科大学院として整備できておらず、個別の修了生の報告をまとめるにとどまっている状況である。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

新司法試験の合格状況に関するアンケートを毎年実施してきたが、それだけでは修了生の状況が把握できていないことから、2010年に修了生現況調査アンケートを実施した。修了生の把握のための努力はみられるが、司法試験受験を継続しない者と本法科大学院とのつながりが弱い。

**【将来への取組み・まとめ】**

これまで取り組んできた修了生へのアンケートの継続、修了生に必要な情報の提供（ゼミの開催等）・修了生向けのゼミの開催など司法試験を継続して受験する者への支援体制の整備のみならず、司法試験受験以外の就職等の支援体制を整備することで、修了後の学生全体の状況を把握する。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。[レベルⅡ〇]
---

**【現状の説明】**

ホームページ等で数人の活動状況を公開しているにとどまる。

**【将来への取組み・まとめ】**

修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制の整備(法科大学院基準2-46)とともに、修了生全体の状況の把握につとめ、公表する体制をとる。

### 3 教員組織

#### (専任教員数)

3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）を遵守しているか（「告示 53 号」第 1 条第 1 項）。[レベル I ◎]

3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。）。[レベル I ◎]

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示 53 号」第 1 条第 6 項）。[レベル I ◎]

#### 【現状の説明】

専任教員数に関する法令上の基準の遵守（法科大学院基準 3-1）、1 専攻に限った専任教員としての取り扱い（法科大学院基準 3-2）、法令上必要とされる専任教員数における教授の数（法科大学院基準 3-3）については、2010 年度は、下表のとおり、専任教員 17 名（うち実務家教員 2 名）、みなし専任教員 6 名の 23 名体制で教育を行っている。1 学年の学生定員が 50 人である本法科大学院においては、設置基準上求められている必要専任教員数は 12 名であるため、要件を満たしている。なお、この他にも 4 名の兼任教員（学内他学部専任教員）、14 名の兼任教員と最高裁判所からの派遣裁判官、法務省からの派遣検察官それぞれ 1 名の計 16 名の兼任教員（学外非常勤教員）が学生の教育に携わっている。専任教員は、いずれも本法科大学院のみに所属し、学部・他研究科・他専攻と兼務しているものはいない。また、専任教員 17 名中 12 名が教授、5 名が准教授である。

（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」）

2010 年度科目配置						
	研究者	実務家	みなし専任	兼任	兼任	計
憲法	早瀬、丸山					2
行政法	石井					1
民法	冷水、山本	佐賀	山下		中川	5
商法	山田、梅本		岩谷			3
民事訴訟法	宮川	武田			野村	3
刑法	園田、平山					2
刑事訴訟法	渡辺					1
法律実務 基礎科目			多田		井口、伊東、 小坂井	4



基礎法学・ 隣接科目				前田、寺尾	赤根、安原、 中田、岡田、 北川、田中、 峯島、 Althaus、巖、 瀬戸	12
展開・先端 科目	根岸、大瀬戸、 櫻田、濱谷		羽尾、岩坪、 今泉	中井、岡森	藤原	10
計	15	2	6	4	16	43

【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

【将来への取組み・まとめ】

特になし

（専任教員としての能力）

3-4 教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者  
（「専門職」第5条）〔レベル I ◎〕

【留意事項】

(1) 研究者教員に関しては、以下の点について留意する。

- ・ 授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験（大学及び大学院において当該分野の科目を担当する非常勤講師の期間を含む。）と、当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の研究業績があることを基本とする。

ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度とみなされるものは、研究業績に含めない。

また、教育経験期間の算定に当たっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。

このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として所属している場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。

- ・ 教育経験年数の少ない研究者教員については、教育経験不足を補うような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる

論文・著作等)がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和(4年程度)することもあり得る。

(2)実務家教員に関しては、以下の点について留意する。

- ・授業科目担当能力の審査については、民法・刑法などの法律基本科目や理論的・体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文・著作等だけでなく、隣接分野での論文・著作等をも含めて、その担当能力を示す研究業績(ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む。)の有無を中心に判定する。

ただし、実務家教員が手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育上・職務上の経歴・実績をより重視する。

なお、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。

- ・実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。
- ・現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家として認定するためには、実務をやめてから5～10年以内であることを要する。5～10年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。

#### 【現状の説明】

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専任教員は、「専任教員の教育・研究業績」で確認できるように、「専門職大学院設置基準」第5条の要件を満たしている。なお、本法科大学院においては、授業のあり方が学生の能力を育成する上で大きな影響を持つことを深く認識し、担当する専門分野において高度の教育上の指導能力を有し、かつ優れた研究上の業績及び実務経験を持つ教員の配置を行っている。そのため、教員採用にあたっては、研究上の業績のみならず、教育能力についても原則として教育歴5年以上を求めているほか、可能であれば前任校での授業評価を取り寄せるなどして、点検評価することとしている。

本法科大学院では、理論と実務の架橋を図るため研究者教員の弁護士登録を推奨している。現在、研究者教員15名のうち6名が弁護士登録をし、実務で得た経験を法科大学院の授業で活かすべく取り組んでいる。

また、本法科大学院には、法学研究と実務の現場の架け橋となる法科大学院の附属機関として企業法務研究所が設置されており、法科大学院専任教員の全員が兼任研究員として研究に参加できる体制をとっている。

#### 【点検・評価(長所と問題点)】

法科大学院基準によれば、「授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験(大学及び大学院において当該分野の科目を担当する非常勤講師の機関を含む。)と、当該科目について『高度の法学専門教育を行う能力』を証する最近5年間の研究業績があることを基本とする。」が、「教育経験年数の少ない研究者教員については、教育経験不足

を補うような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる論文・著作等）がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和（4年程度）することもあり得る。」とされている。

本法科大学院の教員組織については、現時点では特に問題となる点は存在しないが、法科大学院教育のより一層の充実を図るために、教育能力の向上とともに、専門分野の研究業績をできるだけ多く発表するよう努めることが望まれる。そのために、企業法務研究所における研究を活性化させるべきであろう。

また、高度な指導力を具備した教員の補充については今後も問題が生ずる可能性がある。とくに、定年を迎える教員等の補充人事が課題である。最近の法科大学院をめぐる厳しい状況を考えるならば、容易ではないと考えられるが、人事政策・カリキュラム検討委員会を中心に対策を真剣に考える必要がある。

#### 【将来への取組み・まとめ】

本学では、法科大学院以外に修士課程と博士課程とからなる固有の法学研究科が存在しないので、企業法務研究所がその代替的役割を果たすべく、その組織・機能を強化し、法科大学院における教育研究の一層の充実を図る。

#### （実務家教員）

3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。〔レベルI◎〕

#### 【現状の説明】

専任教員23名のうち、約35%（8名）が実務家教員であり、その実務家教員の全てが5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

現時点では問題はないが、将来にわたって実務家教員の確保を図ることが必要になる。

#### 【将来への取組み・まとめ】

将来にわたって実務家教員の確保を図るべき点については、人事政策・カリキュラム検討委員会で常に検討しておく必要がある。

#### （専任教員の分野構成、科目配置）

3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）4名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4名、民法に関する科目4名、商

法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上の専任教員が配置されているか。[レベル I ◎]

**【現状の説明】**

法律基本科目の各科目への専任教員の配置は、公法系 3 名、民法系 4 名、商法系 3 名、民事訴訟法系 2 名、刑事系 3 名となっている。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

2011 年度以降、民事訴訟法系については専任教員が 1 名になっているが、この点をどうするのか、問題になろう。

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。[レベル I ◎]

**【留意事項】**

(1) 法律基本科目について、80%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。

(2) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、20%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。

**【現状の説明】**

法律基本科目に 15 名、展開・先端科目に 7 名の専任教員をそれぞれ配置している。基礎法学・隣接科目の担当者は、いずれも兼任教員又は兼任教員とした。

前回の第三者評価においては、基礎法学・隣接科目について、専任教員が配置されていないことが問題であると指摘されていた（参照資料：「甲南大学法科大学院に対する認証評価結果」16 頁）。しかしながら、現在も、基礎法学・隣接科目は 6 科目のすべてを非専任教員が担当している。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

基礎法学・隣接科目について、専任教員が担当可能な科目については、専任教員が担当する方向で見直しが必要である。これと併せて、基礎法学・隣接科目群で開設する科目を全体的に見直すことも必要であろう。

**【将来への取組み・まとめ】**

2012 年度より、「法と社会」を専任教員が担当することが決定している。

3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。[レベル I ○]

**【現状の説明】**

法律実務基礎科目のうち、必修としている、「民事実務の基礎Ⅰ」、「民事実務の基礎Ⅱ」、「刑事実務の基礎」、「法曹倫理」については、いずれも、本学のみなし専任の実務家教員が最低1名担当しており、それ以外の教員についても、すべて実務経験を有する教員である。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**（専任教員の構成）**

3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか（「大学院」第8条第5項）。  
[レベルⅠ◎]

**【留意事項】**

年齢構成のバランスについて、著しい偏りが無いかを留意する。例えば、65歳以上の教員が全体の50%を超えるような場合はこれにあたる。

**【現状の説明】**

2010年度の専任教員の年齢構成は下表のとおりである。

年齢	専任教員	のみなし専任教員	計
60歳～	4	2	6
50～59歳	6	1	7
40～49歳	2 (1)	3	5 (1)
30～39歳	5 (2)	0	5 (2)
計	17	6	23 (3)

( ) 内は女性教員数

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。 [レベルⅡ○]

**【現状の説明】**

法科大学院基準3-9の【現状の説明】の表で示されているように、専任教員23名中女性教員は3名であり、13%である。専任教員の採用については、人事政策・カリキュラム検討委員会が検討を行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

【将来への取組み・まとめ】

特になし

**（専任教員の後継者の補充等）**

3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。 [レベルⅡ〇]

【現状の説明】

専任教員の後継者の補充については、人事政策・カリキュラム検討委員会がその役割を担っているところ、これまで適切に対応しているとは言い難い。

【点検・評価（長所と問題点）】

専任教員の後継者の補充について計画的に対応できていないこと背景には、多忙な法科大学院長が人事政策・カリキュラム検討委員会の委員長を兼任するという委員会の在り方そのものに問題の一端があると考えられる。

【将来への取組み・まとめ】

2012年度より、人事政策・カリキュラム検討委員会の委員長を、法科大学院長とは別に、委員の互選により選出することとした。上記現状を改善するために、今後、人事政策・カリキュラム検討委員会は、定期的に委員会を開催するなどして機動的に活動することが求められる。そして、専任教員に欠員が生ずる見込みを定期的に調査し、そのような見込みがある場合においてはすみやかに後継者の補充の計画を立て、教授会にその承認を求めることができるよう体制を整備する必要がある。

**（教員の募集・任免・昇格）**

3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。 [レベルⅠ〇] <初版から変更なし>

3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。 [レベルⅠ〇] <初版から変更なし>

【現状の説明】

教員の任免・昇格の基準、手続に関する規程として「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」があり、これらに沿って厳正な運用がなされている。

【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

【将来への取組み・まとめ】

特になし

(教員の教育研究条件)

3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする。）となっているか。  
[レベルⅠ◎] <初版から変更なし>

【現状の説明】

本学法科大学院では、法科大学院の授業の負担は6時間（12単位）であり、学部教授の授業負担は8時間（16単位）（参照：「甲南大学法科大学院教員授業担当時間数等に関する規程」第3条）であるが、1時間あたりの授業負担が、法科大学院の方が学部よりもはるかに重いことに配慮し、全体的に法科大学院では軽く設定されている（参照：「甲南大学法科大学院教員授業担当時間数等に関する規程」第2条）。研究者教員の担当時間は、最高10.1時間、最低6.0時間、平均6.4時間である。実務家専任教員は最高6.0時間、最低6.0時間、平均6.0時間である。みなし専任教員の最高は4.0時間、最低が3.0時間、平均3.2時間である。

【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

【将来への取組み・まとめ】

特になし

3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。[レベルⅡ○] <初版から変更なし>

【現状の説明】

上記3-14の【現状の説明】で述べたとおり、授業負担軽減措置により研究時間の確保に努めている。また、大学全体の在外研究・国内研究に関する規程（「甲南大学在外研究員規程」及び「甲南大学国内研究員規程」）を法科大学院にも適用して2008年度から運用されており、2009年度には在外研究・国内研究ともに1名ずつ該当者がいる。

【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

【将来への取組み・まとめ】

特になし

(教育研究の評価と教育方法の改善)

3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。[レ

**【現状の説明】**

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備につき、教育活動については、FD委員会において、教員相互による授業参観や受講生による授業評価アンケート等の実施と結果のとりまとめを行い、問題点の抽出と改善に向けた議論を重ね、必要な措置を教授会に提案している。学内で行われる教員の研究活動の調査は、フロンティア研究推進機構で定期的実施しており、その内容は本学ウェブサイト上で公表されている。(2011年度より「甲南大学情報データベースシステム」の運用を開始し、研究・教育・社会貢献等も含めた教員データベースが作成され、公表されている。)

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし



## 4 学生の受け入れ

(学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施)

4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めているか。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか。(「専門職」第20条) [レベルI◎]

### 【現状の説明】

- ・学生の受け入れ方針（AP）は設定されていない。ただし、入学試験については、入学試験大綱の趣旨がそれに該当すると考えられる。
- ・入学試験の選抜方法・選抜手続：入学志願者に配布する入試要項に募集人数、出願資格、出願書類、出願期間、試験日・試験地・合格発表日、選考方法・試験科目・配点・試験時間（法学既修者コースと法学未修者コース別）が明記されている。同様のものは、ホームページにも掲載されている。
- ・選考方法について、法学既修者コース試験科目配点（適性試験 100 点、憲法 200 点、民法 200 点、民事訴訟法 100 点、商法 100 点、刑法 200 点、刑事訴訟法 100 点）、法学未修者コース試験科目配点（適性試験 100 点、小論文 150 点）と出願書類による付加点（50 点）が公表されている。出願書類による付加点の内訳（学部成績：最高 25 点、学位：5 点、職務経歴：5 点、国家資格：5 点、社会的に有益な活動等：最高 5 点、外国語能力：5 点）も公表されている。
- ・法学既修者コース・法学未修者コースともに、「適性試験の得点が適性試験受験者全体の 下位 15% の場合、不合格とすることがある」と明記している。
- ・転入学試験の選抜方法・選抜手続：志願者に配布する入試要項に募集人数（若干名）、出願資格、出願書類、出願期間、試験日・試験地・合格発表日、選考方法・試験科目・配点・試験時間が明記されている。同様のものは、ホームページにも掲載されている。選考方法について、憲法・民法・刑法（配点 300 点）、面接（配点 100 点）及び出願書類により総合的に行われる。

### 【資料】

#### 入学試験概要

(<http://kobe-konan.jp/graduate/admissions/pdf/2012department.pdf>)

#### 転入学試験概要

(<http://kobe-konan.jp/graduate/admissions/pdf/20112012department-tennyu.pdf>)

### 【点検・評価（長所と問題点）】

#### 《長所》

入学者の適性を適確・客観的に評価するための選抜方法・選抜手続は設定され、事前に志願者をはじめ広く社会に公表しているといえる。

#### 《問題点》

学生の受け入れ方針（AP）の設定・公表がなされていない。入学試験・転入学試験について、学生の受け入れ方針を設定・公表する必要がある。転入学試験大綱に趣旨の記載がないので、転入学試験の趣旨を明記する必要がある。

#### 【将来への取組み・まとめ】

##### 《長所の伸長策》

入学者の適性を評価するための選抜方法として、未修者コース・既修者コースともに、より適確・客観的に評価する方法について検討を進めている。2012年度入学試験から、未修者コースの小論文試験の出題内容の適切性、既修者コースの試験科目の内容の適切性、転入学試験の試験科目の内容の適切性について、出題者以外のみなし専任教員による事前チェック体制を導入した。

##### 《問題点の改善策》

入学試験・転入学試験ともに、早急に、学生の受け入れ方針（AP）の設定・公表をする必要が認められるため、入試実施委員会・入試検証委員会において、次回入試大綱作成までに教授会決定できるよう、原案を作成することが求められる。

#### (入学者選抜における競争性の確保)

4-4 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。

[レベルⅠ〇]

#### 【現状の説明】

受験者と合格者の比率

2011年度入試：前期日程 1.7倍 後期日程 1.8倍

2010年度入試：前期日程 1.4倍 後期日程 1.4倍

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

入学者選抜における競争性の確保に関して、最近2年間をみると、若干の改善は見られるが、競争倍率2倍は確保できていない。

#### 【将来への取組み・まとめ】

入学者選抜における競争性の確保に関して、学費の大幅な減額改定（2011年3月理事会決定）と、より一層の授業改善による司法試験合格者数・合格率の一定レベルの確保、転入学試験のさらなる定着を図りつつ、これらの効果を検証する。

#### (複数の入学者選抜の実施)

4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。[レベルⅡ〇]

#### 【現状の説明】

・入学試験について前期募集と後期募集があるが、募集人員（前期募集：約40名[法学既

修者コース 20 名 法学未修者コース 20 名] 後期募集:約 10 名[法学既修者コース 5 名 法学未修者コース 5 名])を除き、どちらの試験も選抜方法・選抜手続は全く同じである。また、前期募集には学内方式と学外方式があるが、それぞれの合格者数は、志願者数に応じて案分している。

・転入学試験は、入学試験とは独立に実施されている。募集人数は若干名である。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

複数の入学者選抜方法（入学試験・転入学試験）のそれぞれの位置づけが明らかでない。

**【将来への取組み・まとめ】**

法科大学院基準 4-1 に記載の学生の受け入れ方針（A P）の策定に際し、それぞれの入学者選抜方法の位置づけを明確にする。

**(適性試験)**

4-8 適性試験の結果を適切に考慮するなど入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っているか。また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。[レベル I ◎]

**【現状の説明】**

- ・既修者コース・未修者コースともに、「適性試験の得点が適性試験受験者全体の下位 15% の場合、不合格とすることがある」と明記しており、実施の合否判定において、下位 15% 以下の受験者について、総合成績で合格圏内にいる場合でも、不合格判定を行っている。
- ・既修者コース・未修者コースともに、2011 年度入試から、適性試験の結果を適切に考慮し、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていない。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**(法学既修者の認定等)**

4-9 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第 25 条）。[レベル I ◎]

**【留意事項】**

(1) 法学既修者認定試験で課す科目については以下の点に留意する。

- ・1 年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象とすること
- ・各法科大学院は、それぞれの試験科目につき適切な最低基準点を設定すること
- ・法学既修者認定試験の科目につき、憲法、民法及び刑法については、法的な文書

- 作成能力を評価できるよう、配点の少なくとも半分を論述式とすること
- ・憲法、民法及び刑法以外の法学既修者認定試験の科目については、論述式もしくは短答式又はその併用とすること
- (2) 憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目については、6単位を上限として認定免除科目の除外とし、入学後に科目を履修することができることに留意する。
- (3) 法情報調査等に係る科目については、適切な時期に導入教育を実施するなどの方法により、その教育が実質的に担保されるようにすべきであり、法学既修者認定試験による履修免除判定には適さないことに留意する。

#### 【現状の説明】

- ・認定基準及び認定方法：入学試験における既修者コースの合格をもって法学既修者の認定を行っている。
- ・認定基準の公表：上述の通り、既修者コースの選抜方法・選抜手続は公表されている。

#### 【留意事項】

##### (1) 法学既修者認定試験で課す科目について

- ・既修1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象としている（行政法は試験科目としていない）。
- ・それぞれの試験科目につき最低基準点は設定・公表されていない。
- ・法学既修者認定試験の科目につき、憲法、民法及び刑法について、すべて論述式問題として出題されている。
- ・憲法、民法及び刑法以外の法学既修者認定試験の科目についても、すべて論述式問題として出題されている。

##### (2) 憲法、民法及び刑法以外の試験科目で、最低基準点に満たない得点の科目の取扱いについて

- ① 憲法・民法・刑法につき最低基準点に満たない得点の場合の扱い：これまで本学では、憲法・民法・刑法の得点が著しく低くても、総合点が合格圏内である場合には合格させ、憲法・民法・刑法の科目履修をさせている。
- ② 本学の履修免除科目：現在、入学試験における各科目の得点に応じて30単位～22単位の範囲で認定している。

##### (3) 法情報調査等に係る科目の取扱いについて

- ・現在の本学のカリキュラムに法情報調査等に係る科目はない。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

- ・既修者認定試験について、各試験科目について最低基準点が設定されていない。
- ・憲法・民法・刑法につき最低基準点に満たない得点の場合の本学の取扱いは、法科大学院基準4-9【留意事項】(2)に適合していないのではないかと危惧がある。
- ・本学の履修免除科目の単位数について、【留意事項】(2)「6単位を上限として認定免除科目の除外とし」に適合していないのではないかと危惧がある。

- ・法情報調査等に係る科目が置かれていない現在のカリキュラムは、【留意事項】(3)に抵触するのではないかとの危惧がある。

**【将来への取組み・まとめ】**

- ・既修者認定試験について、各試験科目について最低基準点を設定する。来年度入試大綱に例えば最低基準点 25%点を明示する。
- ・憲法・民法・刑法につき最低基準点に満たない得点の場合の取り扱いについて、来年度入試大綱においては、不合格とする旨の記載をするか検討する。
- ・本学の履修免除科目の単位数について、【留意事項】(2)「6単位を上限として認定免除科目の除外とし」に適合するように、「30単位～24単位の範囲で認定」に改める。
- ・2012年度より、法情報調査等に係る科目（「法情報調査」、「法文書作成」）を設けることとした。

**(入学者の多様性)**

4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか（「連携法」第2条、「専門職」第19条）。[レベル I ◎]

**【現状の説明】**

未修者コースの試験科目配点は、適性試験 100 点、小論文 150 点、出願書類による付加点 50 点である。小論文は、多様な分野から出題しており、法学部出身者が有利にならないよう配慮している。さらに、出願書類による付加点について、職務経歴：5 点、国家資格：5 点、社会的に有益な活動等：最高 5 点、外国語能力：5 点としており、多様な知識・経験を有する者の入学に配慮している。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

未修者コースの試験科目配点、小論文の出題分野の多様さ、出願書類による付加点から、多様な知識・経験を有する者の入学について適切に配慮しているといえる。

**【将来への取組み・まとめ】**

未修者コースの小論文試験の出題内容について、より多様な分野からの出題に心がけ、法学部出身者以外の入学者の確保に努める。

4-12 入学者のうち法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第53号」第3条）。[レベル I ◎]

**【現状の説明】**

未修者コースの試験科目配点は、適性試験 100 点、小論文 150 点、出願書類による付加点 50 点である。小論文は、多様な分野から出題しており、法学部出身者が有利にならないよう配慮している。さらに、出願書類による付加点について、職務経歴：5 点、国家

資格：5点、社会的に有益な活動等：最高5点としており、実務等の経験を有する者の入学に配慮している。

- ・2011年度入学者21名（既修者コース・未修者コースともに含む）のうち、法学以外の課程を履修した者1名、実務等の経験を有する者5名であり、その割合は28.6%である。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

入学者のうち法学以外の課程を履修した者・実務等の経験を有する者への入学試験における配慮、その占める割合が2011年度入学者で28.6%であることから、ほぼ適切であるといえる。

#### 【将来への取組み・まとめ】

法科大学院基準4-11の【将来への取組み・まとめ】で述べたように、入学者のうち法学以外の課程を履修した者への入学試験における配慮をさらに進め、法学以外の課程を履修した者・実務等の経験を有する者の占める割合が恒常的に3割を超えるように努める。

#### (定員管理)

4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第10条）。[レベルI◎]

#### 【留意事項】

収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率につき、過度の超過（10%程度あるいはそれ以上）、過度の不足（30%程度あるいはそれ以上）となっていないかに留意する。ただし、ここでの収容定員とは、未修3年分の入学定員と既修2年分の入学定員とを合計した数とする。

#### 【現状の説明】

- ・2011年5月1日現在の在籍学生数は101名、収容定員は150名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は67.3%である。
- ・2011年4月入学生は21名であり（既修者コース：13名 未修者コース：8名）、入学定員50名に対する入学者数比率は42%である。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

- ・2011年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、過度の不足状態である。
- ・2011年4月入学生の入学定員50名に対する入学者数比率は、過度の不足状態である。
- ・以上のことから、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているとは言い難い状態である。

#### 【将来への取組み・まとめ】

法科大学院基準4-4の【将来への取組み・まとめ】で述べた入学者選抜における競争性確保の方策（学費の大幅な減額改定、より一層の授業改善による司法試験合格者数・合格率の一定レベルの確保）を実施し、その効果を検証する。

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。[レベルⅡ〇]

**【現状の説明】**

大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等については、年に二度の入学試験の実施、追加合格制度の導入を行っている。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

特になし

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

## 8 管理運営

### (管理運営体制等)

8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。[レベル I ○]

#### 【現状の説明】

法科大学院の管理運営に関する規程等の整備については、以下のものが制定されている。

1. 「甲南大学大学院学則」(1964年3月31日認可)

本法科大学院は、専門職大学院として設置されたものであるが、この学則第1条第2項は、「専門職大学院は、学術の理論と応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもので、別に規則を定める。」と規定している。

2. 「甲南大学運営機構に関する規程」(1990年3月30日理事会制定)

この規程は、甲南大学の基本組織を定める規程であり、法科大学院を含む教員は理事長が学園名で任命すること(第3条)、法科大学院長(法学研究科長)は理事長が学園名で補すること(第7条の3)等を定めている。

3. 「甲南大学専門職大学院規則」(2003年11月27日認可)

この規則は、上記「甲南大学大学院規則」第1条第2項に基づいて制定されたものである。管理運営に関する事項として、この規則は、専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、専門職大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること(第2条)、専門職大学院に法学研究科法務専攻を置くこと及び研究科に関する規則は別に定めること(第6条)、専門職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専門職大学院委員会を置くこと(第9条)、専門職大学院委員会は、入学及び修了の認定、学位の授与、学生の賞罰、専門職大学院の共通事項等について審議すること(第10条)、専門職大学院に研究科教授会を置くこと及び研究科教授会に関する規程を別に定めること(第11条)等を規定している。

4. 「甲南大学法科大学院規則」(2003年11月27日認可)

この規則は、「甲南大学専門職大学院規則」第6条第2項の規定に基づいて制定されたものである。管理運営に関する事項として、この規則は、法科大学院の管理運営に関する事項を審議するため、法科大学院教授会を置くこと及び教授会に関する規程を別に定めること(第7条)、法科大学院に法科大学院長(研究科長)を置くこと及び法科大学院長候補者の選出等に関する規程を別に定めること(第8条)等を規定している。

5. 「甲南大学法科大学院教授会規程」(2004年6月12日大学会議制定)

この規程は、「甲南大学法科大学院規則」第7条に基づくものである。管理運営に関する事項として、この規程は、教授会の組織として、専任の教授(特命教授を含む)、准教授、講師及び助教で構成されること(第2条)、法科大学院長候補者の選出(第3条)、法科大学院長が教授会を招集し、議長となること(第4条)、教授会の議決事項(人事、



教育、カリキュラム、研究等に関する事項（第6条）等を定めている。

6. 「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」（2003年6月12日大学会議制定）

この規程は、「甲南大学法科大学院規則」第8条第2項に基づくものであり、法科大学院長を選出するための選挙について必要な事項を定めるものである。

（根拠・参照資料：「甲南大学大学院学則」、「甲南大学運営機構に関する規程」、「甲南大学専門職大学院規則」、「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院教授会規程」、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」）

【点検・評価（長所と問題点）】

管理運営に関する規程等の整備については、法科大学院の管理運営に関する規則・規程・内規の制定について、全学的な規則・規程・内規に準拠しており、十分に整備されている。また、規則・規程・内規の内容についても、適正な管理運営が図られ、法科大学院固有の専任教員の組織である法科大学院教授会の決定が尊重されるようになっている。実際の運用面においても、規則・規程・内規に従った運用がなされている。

【将来への取組み・まとめ】

今後、必要とされるものについては、その都度迅速に規程等の整備を進めていく。

8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。[レベルI◎]

【留意事項】

専任教員組織に意思決定の機会が制度的に保障され、かつ、その決定が制度的に尊重されているかに留意する。

【現状の説明】

教学及びその他の管理運営に関する重要事項についての専任教員組織の決定の尊重については、本法科大学院の設置形態はいわゆる独立大学院（学校教育法第68条）であるが、法科大学院の管理運営に関する事項を審議するために法科大学院教授会が設置されている（「甲南大学法科大学院規則」第7条第1項）。法科大学院教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成され（「甲南大学法科大学院教授会規程」第2条）、法科大学院長候補者を選出し（同規程第3条第1項）、法科大学院長が教授会を招集し、議長となる（同規程第4条第1項）。法科大学院教授会の審議決定事項は、人事、教育、カリキュラム及び研究に関する事項、入学者選抜、修了認定、学籍、学生の賞罰、その他必要な事項等である（同規程第6条）。教授会の定足数及び議決については、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する（同規程第5条）。ただし、専任教員の人事に関する事項は、出席者の無記名投票により3分の2以上の多数で決する（同規程第7条第1項）。

実際に、「人事政策・カリキュラム検討委員会内規」（2009年3月23日法科大学院教授会承認）、「FD委員会内規」（2009年3月23日法科大学院教授会承認）、「自己点検・評

価委員会内規」(2009年3月23日法科大学院教授会承認)、「入学試験実施委員会内規」(2009年3月23日法科大学院教授会承認)、「入学試験検証委員会内規」(2009年3月23日法科大学院教授会承認)、「情報公開委員会内規」(2009年3月23日法科大学院教授会承認)、「懲戒委員会内規」(2009年3月23日法科大学院教授会承認)及び「広報委員会内規」(2011年2月8日法科大学院教授会承認)が制定され、各委員会において教学事項をはじめとして重要事項について検討が行われ、それをふまえて行われる教授会の決定が尊重されることとなっている。

なお、大学基準協会による第1回認証評価(2008年)の際、みなし専任教員(実務家であって専任教員として着任している教員)について、議決に加わる義務がある事項を教学事項に限った規定にしているのは、専任教員組織の決定の尊重の点で重大な問題があるとの指摘を受けていたが、その後、みなし専任教員も事項を限ることなく教授会構成員たる権限と責務を負うものとする規程改正を行い、2009年2月19日付で施行している。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院教授会規程」)

#### 【点検・評価(長所と問題点)】

教学及びその他重要事項に関する専任教員の決定の尊重については、法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されており、他の機関からの介入は一切ない。

法科大学院の最高の意思決定機関である教授会の議事録は、専任教員組織の意思決定を制度的に尊重する観点からすれば、当該教授会以降の教授会で必ず教授会構成員によってその議事録案の内容が教授会の意思決定の内容に相違ないかについて確認されるべきものである。しかし、法科大学院発足以来、教授会の議事録は作成されているが、その議事録が教授会で確認されたことがない。改善されるべき大きな問題点である。

さらに各種委員会の委員長の選任について、院長の指名による、あるいは院長が委員長になると規定されている(「甲南大学法科大学院規則」第8条の3第2項、第8条の4第2項、第8条の5第2項、第8条の6第2項、第8条の7第2項、第8条の8第2項)が、このような仕組みは、専任教員組織に意思決定の機会を制度的に保障する観点からは必ずしも適切とは言い難い上、本学他学部の取扱いとの関係においても整合的ではなく、その特殊性を正当化する理由も見当たらないので、原則として各種委員会の委員長は各種委員会を構成する委員の互選によるものとする規定を設ける必要がある。

さらに、教務に関する事項について重要な役割を果たすべきカリキュラム検討委員会と教員人事について責任を負う人事政策委員会がまとめて一つの委員会として設置されているのは組織構造として適切かどうか検討の余地がある。その際には、教務事項について任務を負う教務部委員や、実質的に教務事項に関する任務遂行を補助しているFD委員会との役割分担も明確にする必要がある。

#### 【将来への取組み・まとめ】

- ・実務家としての業務に関連して教授会への出席が困難になる事情があることは理解できるが、教授会の意思決定過程への参加が教授会構成員たる専任教員の責務であることを前提としつつ、最低限、年間数回程度の出席を確保するよう要請する必要がある。

- ・前回の教授会の議事録について、必ず教授会の冒頭で議題として審議することを求める規程を整備することとし、2012年4月1日より施行されることとなった。
- ・各種委員会委員長の選任手続については、委員の互選による旨明らかにする規定を設け、2012年4月1日より施行されることとなった。
- ・現在の人事政策・カリキュラム検討委員会における業務内容を分離し、カリキュラム検討担当は教務関連事項の検討を行い、人事政策検討担当は専ら長期的な教員人事と突発的に生じた教員の欠員への対応を行うものとした。

### (法科大学院固有の専任教員組織の長の任免)

8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。[レベル I ○]

#### 【現状の説明】

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、法科大学院に法科大学院長（研究科長）が置かれ、法科大学院長候補者の選出等に関する規程が別に定められている（「甲南大学法科大学院規則」第8条及びこれに基づく「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」）。法科大学院長の候補者は法科大学院所属の専任教授とし（「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」第3条）、選挙権者は教授会構成員とする（同規程第4条）。法科大学院長候補者の選出は選挙により行い（同規程第5条第1項）、その方法は、単記無記名投票により、選挙権者の4分の3以上が投票し、その過半数の票を得た者を法科大学院長候補者とするのを原則とする（同規程第5条第1項、第2項）。法科大学院長（研究科長）の選考は、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」に従い、学長が行い、理事長に推薦し、理事長が学園名で「補」する（「甲南大学運営機構に関する規程」第7条の3）。

また、本法科大学院には院長代理が置かれている。院長代理は、法科大学院長が法科大学院教員のうちから候補者を教授会へ推薦し（「甲南大学法科大学院教授会規程」第3条第3項）、教授会の承認を得て選出されるもので、法科大学院長がその職務を遂行できない場合に代行することができる（同規程第3条第4項）。

（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」、「甲南大学運営機構に関する規程」、「甲南大学法科大学院教授会規程」）

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、法科大学院固有の専任教員組織の長である法科大学院長（研究科長）の選出ないし選考に関する基準は適切に定められており、その運用も適正に行われている。ただし、法科大学院長の解（免）職あるいは再任の制限について現在のところ規定を欠いているが、この点についても将来的に検討する必要がある。

#### 【将来への取組み・まとめ】

法科大学院長の解（免）職あるいは再任の制限について規定を早急に制定しなければならない。

### （関係学部・研究科等との連携）

8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。[レベル I ○]

#### 【現状の説明】

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、主たるものとして、以下のものが挙げられる。

##### ・法学部

本法科大学院と法学部との間では、毎年7月頃から9月頃にかけて、連絡協議会を開催し、次年度の教務内容について調整を図っている。具体的には、例年、法学部の専任教員が担当している科目として「国際人権法」「刑事政策」「環境法」が、また、法科大学院の専任教員が法学部の授業科目を兼担しているものとしては、「刑法」、「知的財産法」、「経済法」、「2年次演習」などがある。さらに、法科大学院の開講科目のうち、経済学部の専任教員が担当している科目に「マイクロ経済・ゲーム論」があり、マネジメント創造学部の科目である「ビジネススキル」を法科大学院専任教員が担当している。

##### ・企業法務研究所

甲南大学法科大学院の連携組織として、2006年4月から全学組織として甲南大学企業法務研究所が設置されているが、2009年度から甲南大学法科大学院の附属機関として組織替えをし、現在に至っている。この研究所の目的は、「先端的な企業法務の研究を行い、その成果を法科大学院の教育に還元するとともに、法学理論と実務の現場との架橋を行い、企業及び法曹のニーズに答える企業法務研究の拠点を構築することにある（「甲南大学企業法務研究所内規」第2条）。所長と主任研究員が置かれており、いずれも法科大学院の教員が就任している。法科大学院専任教員の全員が兼任研究員として参加できる体制をとっている。

（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院企業法務研究所内規」）

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

- ・法学部との連携は、法科大学院と法学部との連絡協議会によって行われることになっているが、授業担当者の決定等、形式的なものに限られており、実質的かつ内容のあるものとはなっていない。
- ・企業法務研究所については、全学組織から法科大学院の内部機関への組織変更以降、目立った活動が行われていない。この点については、今後の重要な検討課題である。

#### 【将来への取組み・まとめ】

法学部とは、教員相互の交流、学生に対する法科大学院への関心の喚起等、積極的な連携・協力関係を構築する必要がある。そのためには法学部との意思疎通を図るための働き

かけをしなければならぬであろう。

また、企業法務研究所については、法科大学院以外に法学の研究組織を有しない本学にとって、極めて重要な組織であることから、研究活動の活性化を図る。

### (財政基盤の確保)

8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。[レベルⅠ〇]

#### 【現状の説明】

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、本法科大学院の2007年度予算（人件費を除く。）として、163,786千円が計上されている。内訳は、教育研究経費支出157,270千円、管理経費支出1,756千円、設備関係支出4,760千円で、財源は、学生からの納付金により賄われているが、法科大学院独自で収支のバランスをとることは困難であり、甲南学園の戦略的事業として位置づけることにより、学園全体の予算の中でこの金額が配分され、法科大学院の運営がなされている（根拠・参照資料：「2007年度法科大学院予算書」）。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

特になし

### (特色ある取組み)

8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。[レベルⅡ〇]

#### 【現状の説明】

法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取組みについては、現在のところ特段の措置を講じていない。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取組みについては、全般的な観点から新たな構築を図ることが課題である。

## 9 点検・評価等

(評価結果等に基づく改善・向上)

9-4 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか（学教法第 109 条）。[レベル I ◎]

### 【現状の説明】

財団法人大学基準協会の「法科大学院基準」（2011 年 6 月 3 日公表）の評価項目に関する項目ごとに、人事政策・カリキュラム委員会、FD 委員会、広報委員会、自己点検・評価委員会、入試実施委員会、入試検証委員会及び情報公開委員会が自己点検・評価の原案を作成し、自己点検・評価委員会がそれぞれの原案を検討のうえ、全体を調整するという方法で実施している。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

本報告書において明らかなように、2011 年度の自己点検・評価は、2010 年度のデータをもとに、2008 年度の大学基準協会の認証評価において「勧告」及び「問題点」として指摘された事項を中心に実施されたが、様々な問題点が浮き彫りになっている。問題点の一部については、既にその解決策が講じられているものもあるが、今後の課題として残されているものも少なくない。

### 【将来への取組み・まとめ】

次年度以降も引き続き上記の体制で自己点検・評価を実施するが、次年度は特に、第 2 回目の認証評価の対象年次でもあるので、より詳細な自己点検・評価を実施する必要がある。

## 10 情報公開・説明責任

### (情報公開・説明責任)

10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか（「学教法施規」第172条の2）。[レベルI◎]

#### 【現状の説明】

- ・教育上の基本組織、学生の学習環境に関するものとして、施設や設備環境、奨学金制度等については、パンフレット及びホームページ等で詳しく説明されている。
- ・教員組織、教員に関するものとして、教員や職員の体制、担当教員の最終学歴・学位・教育研究業績等が、パンフレットやホームページ等で詳しく公表されている。
- ・収容定員及び在籍者数は、ホームページで公表されている。
- ・入学者選抜、入学者選抜に関するものとして、入学者選抜の方法、基準、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、既修者入試過去問などが、パンフレット（法科大学院入学試験の概要）及びホームページで公表されている。
- ・教育課程及び教育方法、教育内容に関するものとして、カリキュラム、シラバス、到達目標、進級・修了基準等が、パンフレット及びホームページで公表されている。
- ・学費及び奨学金等の学生支援制度については、パンフレット及びホームページにおいて詳細に説明されている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

##### 《長所》

- ・本法科大学院は、パンフレット以外に独自のホームページを設け、入試に関する事項、入学後の学費及び奨学金等に関する事項、学習及び教育に関する内容と設備に関する事項等、本法科大学院に関する基本的な情報を可能な限り掲載し、本法科大学院への進学を希望する者のみならず、社会一般に対して広く公開する方針をとっている。
- ・ホームページ上で、本法科大学院で行われている実際の講義や演習の様子を記録したビデオを閲覧できるようになっており、実際の授業の一端が具体的に分かるようになっている。
- ・ホームページ上で、本学法科大学院を修了し、現在法曹として活躍している者のインタビューやビデオメッセージ等も掲載されている。

#### 【将来への取組み・まとめ】

特になし

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。[レベルI○]

#### 【現状の説明】

「甲南大学学則」で教育研究活動等の状況について、「広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」（第 67 条）とされているのを受けて、「甲南大学法科大学院規則」が改正され（2010 年 2 月 26 日）、「第 11 章 情報公開」の章の下、第 44 条から第 46 条において具体的な手続が定められている。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

《問題点》

最も開示請求が多い入試の結果について、何らかの制度を検討すべきである。

**【将来への取組み・まとめ】**

本学法科大学院の入学試験を受験した者が、受験した科目等の成績開示を申し立てた場合の取扱いについての手続きが、2010 年 12 月 2 日の部局長会議において承認され、所定の手続きを経て申立人に通知するようになっている。入試の結果については、最も開示請求が多く、開示については内容に微妙な問題が含まれていることから、一般的な情報公開の手続規定（「甲南大学法科大学院規則」第 11 章 情報公開）とは別に、独自の開示手続を設けることも検討する。

10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。[レベルⅡ ○]
---

**【現状の説明】**

本法科大学院における教育方法とその内容、設備及び教員による研究活動などの詳細について、ホームページやパンフレットなどを通じて提供している。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

《長所》

ホームページやパンフレットなどにおいては、網羅的な情報が分かりやすくレイアウトされており、現時点では説明責任を適切に果たしていると思われる。

**【将来への取組み・まとめ】**

特になし

**(特色ある取組み)**

10-4 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開において、特色ある取組みを行っているか。[レベルⅡ○]
--

**【現状の説明】**

現在、特にそのような取組みはなされていない。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

《問題点》

他大学の取組みなどを参照し、社会一般の情報公開の流れなどを念頭において、制度的



な不備がないかどうかを常に点検すべきである。

**【将来への取組み・まとめ】**

甲南大学法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の具体的な制度については、他大学の取組みなどを参照し、社会一般の情報公開の流れなどを念頭において、制度的な不備がないかどうかを常に点検すべきである。